

「学校保健の現況について」

栃木県教育委員会事務局健康福利課保健給食担当 指導主事 大森 和枝

1 はじめに

2 「学校保健実態調査」について

- 栃木県の「平成 24 年度学校保健実態調査結果」について
 - ・ 保健室経営計画の作成について
 - ◇ 法的なしほりがあるわけではないが作成をお願いしている。PDCAマネジメントサイクルに沿って展開できる。行動基準にリンクしたものを作成するとよい。
 - ・ アレルギー疾患の児童生徒の把握について
 - ◇ エピペンを持っている児童生徒を把握する。
 - ◇ 保護者の同意を得て消防署に連絡する。同意が得られない場合も消防署に連絡する意味等をよく説明し同意が得られるようにする。

3 健康診断等について

- 事後措置の徹底及び、適切な管理
 - ・ 精密検査の重要性を児童生徒へ理解させ、早期の受診を勧めること。
 - ・ 平成 25 年度より「学校生活管理指導表」が 5 枚から 3 枚複写（①医療機関用、②学校保存用・検診機関用、③家庭通知用）に変更。
 - ◇ 二次検診の結果を検査機関に問い合わせ、二次検診の結果を持って精密検査に行く。
- 結核検診
 - ・ 精密検査の重要性を職員・児童生徒へ理解させ、早期の受診を勧めること。
 - ◇ 特に教職員の未受診者を出さない。

4 「学校欠席者情報システム」について

- 今年度の感染症発生状況について
 - ◇ 今年度 学年閉鎖 1 件、学級閉鎖 2 件
 - ◇ 麻しんの罹患者が 1 名でも出たら市町教委に報告する。保健所への連絡の有無は市町教委に相談する。
- 「事故欠・忌引」の新設について
 - ◇ 使用するかどうかは市町教委に確認する。
 - ◇ 鳥インフルエンザ（H7N9）が指定感染症になりました。
学校の対応は第 1 種感染症になる。出席停止期間は治癒するまでとなります。

5 「日本スポーツ振興センター」について（別添資料参照）

- ・ 災害共済給付金の請求様式の変更（「公費負担医療制度記入欄」新設）
 - 公費負担医療制度を利用した場合は、学校等で必ず記入。利用しなかった場合は記入不要。
 - 公費負担医療制度を利用した場合、災害報告書の「その他参考となる事項」には従前どおり記載。
- ・ 災害報告のデータ入力の際、傷病名等を必ず確認してから送付すること。
- ・ 長期休業中のけがについては、必ず計画書を添付すること。
 - ◇ 制度の変更はない。
 - ◇ 学年の入力について
 - 災害が発生した学年で災害報告書を提出する。
 - 5 年生の 3 月に災害が発生した場合は 5 年生
 - 継続報告書は診療月の学年で報告する。
 - 4 月も治療を続けた場合は 6 年生で報告する。

6 「歯と口の健康週間」(平成25年6月4日～10日)について

- ・ 「歯の衛生週間」から変更。
- ・ 歯のみでなく口腔及びその周囲等の健康を増進していくこと。
◇日本学校歯科医師会で歯肉炎予防のパワーポイントを作成したのでダウンロードして使ってください。
◇「乳幼児の歯ブラシ」で検索。くわえた歯ブラシでの事故に気をつける。

7 「脳脊髄液減少症」について

- ・ 疾病について全教職員に共通理解を図ること。
- ・ HPの紹介

8 健康推進学校表彰の応募について

- 応募についてご検討ください。
 - ・ 記入は24年度の活動内容を記入すること。(提出期日：5月末)
 - ・ 平成24年度は、本県推薦の2校は全国の優秀校受賞